

# 近畿中国森林管理局入札監視委員会運営要領

平成6年10月13日6大経第224号

最終改正：令和3年6月16日3近企第38号

## 第1 趣旨

森林管理局等における契約に係る競争参加条件の設定、資格の確認、指名業者の選定等の手続きの透明性を一層高めるとともに、入札及び契約事務の適正化を図るため、近畿中国森林管理局に「近畿中国森林管理局入札監視委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## 第2 委員会の事務

1 委員会は、森林管理局長の要請に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 森林管理局長、森林管理署長及び森林管理事務所長（以下「森林管理局長等」という。）が行った契約（国の収入原因契約、国の行為を秘密にする必要がある契約及び予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約を除く。以下同じ。）に関し、入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を受ける。
- (2) 対象契約した業務のうち委員会が抽出指定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行う。
- (3) 上記（1）の報告及び（2）の審議結果を踏まえ、入札結果を分析し、不正の疑いが見受けられる場合は「公正入札等調査委員会」へ通知するとともに、入札事務及び契約事務の適正化並びに入札談合防止に向けた方策について総合的に審議する。
- (4) 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」（平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知）の第3に規定する再苦情の処理、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）の第9に規定する苦情の処理、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）の第9に規定する苦情の処理及び「指名停止等措置に係る苦情処理手続き要領の制定について」（平成19年3月16日付け18経第1840号経理課長通知）の第8に規定する再苦情の処理を行う。

2 委員は、「公正入札等調査委員会の設置等について」（平成13年3月27日付け12近経第365号近畿中国森林管理局長通知）別添1の入札等談合情報等対応マニュアルの第3に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続きの取扱いについて意見の具申を行う。

### 第3 委員会の構成及び事務局の設置

- 1 委員会は、契約制度に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者3名以上をもって構成し、委員の中から委員長を互選する。  
なお、委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 委員会に事務局を置く。  
事務局は、企画調整課に置くものとし、当該課の監査官等が庶務を行う。

### 第4 会議

- 1 第2の1の(1)から(3)までの事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、次により行う。  
(1) 定例会議は、原則として(2)の表の左欄に掲げる時期に開催する。  
(2) 定例会議における第2の1の(1)の報告(以下「報告」という。)は、それぞれ次の表の右欄に掲げる期間に締結した契約を対象とする。

開催時期	報告対象期間
5月又は6月	第3・第4四半期(10月～3月)
8月又は9月	第1四半期(4月～6月)
11月又は12月	第2四半期(7月～9月)

- (3) 報告は、事務局が次の表の左欄に掲げる事項のうち該当する事項について、右欄に掲げる資料を提出して行う。

事項	作成する資料
工事契約総括表	入札方式別発注事業総括表(様式1-1)
業務契約総括表	入札方式別発注業務総括表(様式1-2)
競争入札による契約 (公共工事等)	競争入札(公共工事等)(様式2-1)
随意契約 (公共工事等)	随意契約(公共工事等)(様式2-2)
競争入札による契約 (物品役務等)	競争入札(物品役務等)(様式2-3)
随意契約 (物品役務等)	随意契約(物品役務等)(様式2-4)
指名停止	指名停止等一覧表(様式3)
再度の入札における 一位不動状況 (公共工事等)	再度入札における一位不動状況(様式4-1)
再度の入札における 一位不動状況 (物品役務等)	再度入札における一位不動状況(様式4-2)

なお、上記表の資料のほかにアからウまでに定める資料を添付する。  
ア 応札者、応札金額及び落札までの入札回数等が記載された入札筆記書。

- イ 予定価格を作成するための積算書における工種毎の積算額に対する入札参加者が提出する工事費内訳書における工種毎の積算額の比率をグラフ化したもの（全入札参加者について、各入札参加者毎に、各工種毎の上記比率を算出し、縦軸を「比率（基準を100とする。）」、横軸を「工種」とする座標上の点を結び、ひとつのグラフに記入したもの）。
- ウ このほかに、委員会が必要があると認める契約に関する資料を会議に提出する。

(4) 委員会の委員に対して公正入札等調査委員会から談合情報の報告があった場合は、原則として、当該報告のあった直後の定例会議において、事務局が当該報告に係る一連の経緯を記載した適宜の資料を作成し、報告する。ただし、委員会の委員に入札等談合情報マニュアル第3の2の(1)なお書きに該当する者がいる場合は、定例会議での報告は行わず、利害関係のない委員に適宜の方法により報告する。

(5) 第2の1の(2)の審議の対象となる事案の抽出は、委員長が事前に以下のアからウまでの基準を踏まえて行う。

ア 治山・林道工事、調査・設計業務、生産・造林事業、物品・役務（生産・造林事業を除く。）それぞれ毎に、落札率95%以上の事案について、原則、落札率が高い順から5件以内を抽出する。なお、95%以上の事案がない場合は、90%以上とする。

イ 森林管理署等毎並びに治山・林道工事、調査・設計業務及び生産・造林事業等毎に事務局が整理した過去1年間分以上の

(ア) 事案毎の工事等名とその等級、実施地区（市町村単位）、入札日、落札者名とその等級、応札者名、再度入札を含む1番札・2番札を入れた応札者とその入札額、予定価格及び落札率

(イ) 一者応札の割合

(ウ) 落札者毎の受注額・受注割合

に係る資料に基づき、次の(エ)から(ク)までに留意しつつ抽出するものとする。

(エ) 再度入札における1位不動状況

(オ) 応札者（提案者）が1者の事案

(カ) 落札者毎の受注額・受注割合とその推移

(キ) 高い落札率で複数の工事等を落札している業者を契約相手方とする事案

(ク) 公益財団法人又は公益社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を契約相手方とする事案

ウ その他

委員会が必要があると認めるときは、ア、イの落札率等に関わらず、抽出を行うものとする。この場合において、低入札状況等にも留意するものとする。

(6) 抽出事案に係る説明は、方式ごとに次の事項を記載した資料のほか、(5)のイの(ア)から(ウ)までに係る資料のうち委員長が必要があると認めたものを提出して行う。

なお、具体的な説明等は、事業等の担当課長のほか、必要に応じて事業の契約当事者である署長等、当該落札者等が行う。

## 工事

### ① 一般競争方式の場合

- ア 工事名
- イ 工事概要
- ウ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- エ 競争参加業者数
- オ 競争参加資格がないと認めた業者がいた場合は、その理由の説明
- カ 入札経緯及び結果の説明
- キ 第4の1の(3)に定める資料

### ② 公募型指名競争及び工事希望型競争方式の場合

- ア 工事名
- イ 工事概要
- ウ 工事のランク
- エ 公募参加業者数（工事希望型競争入札方式にあつては、技術資料の提出を要請した業者数）
- オ 技術資料を提出した業者の中から指名業者を指名した考え方の説明（工事希望型競争入札方式にあつては、技術資料の提出を要請した業者を選定した考え方の説明を含む。）
- カ 入札経緯及び結果の説明
- キ 第4の1の(3)に定める資料

### ③ ②以外の指名競争方式の場合

- ア 工事名
- イ 工事概要
- ウ 工事のランク
- エ 指名業者数
- オ 対象ランクの業者の中から指名業者を指名した考え方の説明
- カ 入札経緯及び結果の説明
- キ 第4の1の(3)に定める資料

### ④ 随意契約方式の場合

- ア 工事名
- イ 工事概要

ウ 随意契約にした理由

エ 契約業者名

オ 契約価格

カ 第4の1の(3)に定める資料

なお、抽出事案については、当該工事の施工体系図及び下請代金額が明記されているものを資料として提出すること。

## 測量・建設コンサルタント等業務

### ① 一般競争入札

ア 業務名

イ 業務概要

ウ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明

エ 競争参加者数

オ 競争参加資格がないと認めた業者がいた場合は、その理由の説明

カ 入札経緯及び結果の説明

キ 第4の1の(3)に定める資料

### ② 公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式の場合

ア 業務名

イ 業務概要

ウ 参加表明書提出者数

エ 参加表明書を提出した業者の中から技術提案書の提出者を選定した考え方の説明

オ 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明

カ 第4の1の(3)に定める資料

### ③ 標準型プロポーザル方式の場合

ア 業務名

イ 業務概要

ウ 技術提案書の提出者を選定した考え方の説明

エ 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明

オ 第4の1の(3)に定める資料

### ④ 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の場合

ア 業務名

イ 業務概要

ウ 参加表明書提出者数

エ 参加表明書を提出した業者の中から指名業者を指名した考え方の説明

オ 入札経緯及び結果の説明

カ 第4の1の(3)に定める資料

### ⑤ ④以外の指名競争入札方式の場合

- ア 業務名
- イ 業務概要
- ウ 指名業者数
- エ 指名業者を指名した考え方の説明
- オ 入札経緯及び結果の説明
- カ 第4の1の(3)に定める資料

⑥ 随意契約方式の場合

- ア 業務名
- イ 業務概要
- ウ 随意契約にした理由
- エ 契約業者名
- オ 契約価格
- カ 第4の1の(3)に定める資料

物品・役務の調達

① 一般競争方式の場合

- ア 調達物品又は役務名
- イ 調達物品又は役務の概要
- ウ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- エ 競争参加業者数
- オ 競争参加資格がないと認めた業者がいた場合は、その理由の説明
- カ 入札経緯及び結果の説明
- キ 第4の1の(3)に定める資料

② 指名競争方式の場合

- ア 調達物品又は役務名
- イ 調達物品又は役務の概要
- ウ 物品又は役務のランク
- エ 指名業者数
- オ 対象ランクの業者の中から指名業者を指名した考え方の説明
- カ 入札経緯及び結果の説明
- キ 第4の1の(3)に定める資料

③ 随意契約の場合(企画競争)

- ア 調達物品又は役務名
- イ 調達物品又は役務の概要
- ウ 申込書提出者数
- エ 参加者を限定した企画競争の場合の選定の考え方
- オ 事業計画書を提出した業者の中から、技術的に最適なものを特定した考え方の説明
- カ 随意契約にした理由
- キ 契約業者名
- ク 契約価格

ケ 第4の1の(3)に定める資料

④ 随意契約方式の場合(その他)

ア 調達物品又は役務名

イ 調達物品又は役務の概要

ウ 随意契約にした理由

エ 契約業者名

オ 契約価格

カ 第4の1の(3)に定める資料

2 第2の1の(4)の事務に係る会議(以下「苦情処理会議」という。)は、第6の2の場合、必要に応じて開催する。

なお、再苦情の申立ては、再苦情申立書(別紙様式6)を提出して行う。

3 委員会の招集

委員会の招集は、委員長が招集するものとし、委員の2/3以上の出席がなければ開催することができない。

4 委員会の議決

委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

5 会議は非公開とする。

第5 意見の具申又は勧告

1 委員会は、第2の1の(1)又は(2)の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じて、森林管理局長に対し意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 森林管理局長は、委員会から前項の意見の具申又は勧告があったときは、林野庁長官を通じて、大臣官房参事官(経理)に速やかに報告するとともに、事案の調査及び改善策等の検討を行い、その結果を林野庁長官を通じて、大臣官房参事官(経理)に報告し、協議を行うものとする。

3 森林管理局長は、大臣官房参事官(経理)との協議により、前項の意見の具申又は勧告に係る事案が重要なものであると判断した場合は、速やかに当該事案の調査及び改善策等の検討結果について林野庁長官に報告する。

4 森林管理局長は、前2項に規定する報告及び説明を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置すべき事項実施するとともに、その実施内容について、直後の定例会議において委員会に報告しなければならない。

5 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認められるときは、その内容を公表することができる。

## 第6 再苦情の処理

- 1 森林管理局長は、再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼する。
- 2 委員会は、第2の1の(4)の事務に関し、前項の再苦情の申立てがあったときは、申立ての期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての的確を欠くと認められるとして、却下すべき場合を除き、苦情処理会議を開催し、審議する。  
なお、苦情処理会議を開催した場合は、その議事概要を様式5-2によりとりまとめ、林野庁長官に報告する。
- 3 委員会は前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を森林管理局長に報告するとともに、必要があると認めたときは、これを公表することができる。
- 4 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から既ね50日以内に行わなければならない。
- 5 森林管理局長は、前項の報告がなされたときは、その日から7日以内を目途に申立者に対して、その結果を回答するものとする。この際、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示し、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重して、これに伴い森林管理局長が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

## 第7 守秘義務

委員は、第2の事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 第8 公表

森林管理局長は、次の事項については、これを事務局において閲覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

### 1 委員の構成

委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後遅滞なく公表するものとする。

なお、委員の変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後遅滞なく公表するものとする。

### 2 審議に係る議事の概要

森林管理局長は、審議に係る議事の概要を様式5-1、5-2により取りまとめの上、様式2-1から様式2-4までのほか必要な資料とともに、委員会終了後遅滞なくこれを公表するものとする。



様式1-1

入札方式別発注事業一覧表(総括表)  
 (治山、林道、生産、造林及びこれらの事業に係る調査・設計業務)

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

入 札 方 式	件 数	予 定 価 格 円	契 約 金 額 円	単 純 平 均 落 札 (契 約) 率	備 考
総 契 約 件 数	件				
(内 訳)					
① 一般競争入札契約	件				
② 随意契約	件				
1 治山工事	件				
(内 訳)					
① 一般競争入札契約	件				
② 随意契約	件				
2 林道工事	件				
(内 訳)					
① 一般競争入札契約	件				
② 随意契約	件				
3 生産事業	件				
(内 訳)					
① 一般競争入札契約	件				
② 随意契約	件				

入札方式	件数	予定価格 円	契約金額 円	単純平均 落札(契約)率	備考
4 造林事業	件				
(内 訳)					
① 一般競争入札契約	件				
② 随意契約	件				
5 1～4の事業に係る調査・設計業務	件				
(1) 治山工事に係るコンサルタント業務	件				
(内 訳)					
① 一般競争入札契約	件				
② 随意契約	件				
(2) 林道工事に係るコンサルタント業務	件				
(内 訳)					
① 一般競争入札契約	件				
② 随意契約	件				

入札方式別発注業務一覧表(総括表)  
 (建築工事及び物品・役務の調達)  
 (期間

年 月 日～ 年 月 日)

入 札 方 式		件 数	予 定 価 格 円	契 約 金 額 円	単 純 平 均 落 札 (契 約) 率	備 考
総 契 約 件 数		件				
(内 訳)						
① 一般競争入札契約		件				
② 随意契約(企画競争)		件				
③ 随意契約		件				
建築工事	1 建築工事	件				
	(内 訳)					
	① 一般競争入札契約	件				
	② 随意契約	件				
	2 建築工事に係るコンサルタント業務	件				
	(内 訳)					
	① 一般競争入札契約	件				
	② 随意契約	件				
	計(建築工事)	件				
	(内 訳)					
① 一般競争入札契約	件					
② 随意契約	件					
物品調達	1 林業用資材	件				
	(内 訳)					
	① 一般競争入札契約	件				
	② 随意契約	件				
	2 建設用資材	件				
	3 特定物品(専売品)	件				
	4 その他物品	件				
	(内 訳)					
	① 一般競争入札契約	件				
	② 随意契約	件				
	計(物品調達)	件				
	(内 訳)					
	① 一般競争入札契約	件				
② 随意契約	件					

入札方式		件数	予定価格 円	契約金額 円	単純平均 落札(契約)率	備考
役務調達	1 収獲調査委託	件				
	(内訳)					
	① 一般競争入札契約	件				
	② 随意契約	件				
	2 事務・業務委託	件				
	(内訳)					
	① 一般競争入札契約	件				
	② 随意契約(企画競争)	件				
	③ 随意契約	件				
	3 調査・設計委託	件				
	(内訳)					
	① 一般競争入札契約	件				
	② 随意契約(企画競争)	件				
	③ 随意契約	件				
	4 条件調査	件				
	(内訳)					
	① 一般競争入札契約	件				
	② 随意契約	件				
	5 その他役務	件				
	(内訳)					
	① 一般競争入札契約	件				
② 随意契約	件					
計(役務調達)	件					
(内訳)						
① 一般競争入札契約	件					
② 随意契約(企画競争)	件					
③ 随意契約	件					

競争入札(公共工事等)

番号	署等名	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※応札者の数が1の場合の記載事項)	備考
			名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				

注) 特別な参加資格欄は、予決令73条に基づく特別な参加資格を設けた場合であって、応札者が1者であるときのみ記載する。



競争入札(物品役務等)

番号	署等名	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※応札者の数が1の場合の記載事項)	備考
			名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				

注) 特別な参加資格欄は、予決令73条に基づく特別な参加資格を設けた場合であって、応札者が1者であるときのみ記載する。





様式3

### 指名停止等一覧表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
		年 月 日～ 年 月 日 ( か月)		

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。

## 再度入札における一位不動状況

(期間： 年 月 日～ 年 月 日)

工事種別	等級	総入札 件数	再度入札における一位不動状況						備考
			第2回入札における状況			※2			
			入札件数	一位不動産件数	割合	入札件数	一位不動産件数	割合	
治山工事	A	件	件	件		件	件		
	B	件	件	件		件	件		
	C	件	件	件		件	件		
	D	件	件	件		件	件		
	小計	件	件	件		件	件		
林道工事	A	件	件	件		件	件		
	B	件	件	件		件	件		
	C	件	件	件		件	件		
	D	件	件	件		件	件		
	小計	件	件	件		件	件		
生産事業	A	件	件	件		件	件		
	B	件	件	件		件	件		
	C	件	件	件		件	件		
	D	件	件	件		件	件		
	小計	件	件	件		件	件		
造林事業	A	件	件	件		件	件		
	B	件	件	件		件	件		
	C	件	件	件		件	件		
	D	件	件	件		件	件		
	小計	件	件	件		件	件		
調査・設計	A	件	件	件		件	件		
	B	件	件	件		件	件		
	C	件	件	件		件	件		
	D	件	件	件		件	件		
	小計	件	件	件		件	件		

※ 1 : 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※ 2 : 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

※ 3 : 1者入札は、一位不動産数から除く。

## 再度入札における一位不動状況

(期間： 年 月 日～ 年 月 日)

業 務 等 種 別		総入札 件 数	再度入札における一位不動状況						備 考
			第2回入札における状況			※2			
			入札件数	一位不動産件数	割 合	入札件数	一位不動産件数	割 合	
建築工事	建築工事	A	件	件		件	件		
		B	件	件		件	件		
		C	件	件		件	件		
		D	件	件		件	件		
	小計	件	件		件	件			
	建築コンサル	A	件	件		件	件		
		B	件	件		件	件		
		C	件	件		件	件		
D		件	件		件	件			
小計	件	件		件	件				
物品調達	林業用資材	A	件	件		件	件		
		B	件	件		件	件		
		C	件	件		件	件		
		D	件	件		件	件		
		小計	件	件		件	件		
	建設用資材	A	件	件		件	件		
		B	件	件		件	件		
		C	件	件		件	件		
		D	件	件		件	件		
		小計	件	件		件	件		
	特定物品 (専売品)	A	件	件		件	件		
		B	件	件		件	件		
		C	件	件		件	件		
		D	件	件		件	件		
		小計	件	件		件	件		
	その他物品	A	件	件		件	件		
		B	件	件		件	件		
		C	件	件		件	件		
		D	件	件		件	件		
		小計	件	件		件	件		

※ 1 : 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※ 2 : 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

※ 3 : 1者入札は、一位不動産件数から除く。

業 務 等 種 別		総入札 件 数	再度入札における一位不動状況						備 考	
			第2回入札における状況			※2				
			入札件数	一位不動産件数	割 合	入札件数	一位不動産件数	割 合		
等級										
役務調達	収穫調査委託	A	件	件	件		件	件		
		B	件	件	件		件	件		
		C	件	件	件		件	件		
		D	件	件	件		件	件		
		小計	件	件	件		件	件		
	事務・業務委託	A	件	件	件		件	件		
		B	件	件	件		件	件		
		C	件	件	件		件	件		
		D	件	件	件		件	件		
		小計	件	件	件		件	件		
	調査・設計委託	A	件	件	件		件	件		
		B	件	件	件		件	件		
		C	件	件	件		件	件		
		D	件	件	件		件	件		
		小計	件	件	件		件	件		
	条件調査	A	件	件	件		件	件		
		B	件	件	件		件	件		
		C	件	件	件		件	件		
		D	件	件	件		件	件		
		小計	件	件	件		件	件		
その他役務	A	件	件	件		件	件			
	B	件	件	件		件	件			
	C	件	件	件		件	件			
	D	件	件	件		件	件			
	小計	件	件	件		件	件			





別紙様式6

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

申立者

( 住 所 )

( 電 話 番 号 )

( 商号又は名称 )

( 代表者氏名 )

1 再苦情申立ての対象となる契約名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項